

競争参加者の資格に関する公示

岩手外(8)整備場新設等建築設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年5月14日

東北防衛局長 池松 英浩

1 業務概要

(1) 業務の名称 岩手外(8)整備場新設等建築設計

(2) 業務内容 以下に掲げる建築設計業務を行う。

【陸上自衛隊岩手駐屯地】

- ・整備場(S-1/R C-1 延べ面積 約2,500㎡) 新設
- ・油脂庫・ボンベ庫(R C-1 延べ面積 約50㎡) 新設

【陸上自衛隊八戸駐屯地】

- ・整備場(S-1 延べ面積 約1,600㎡) 新設
- ・油脂庫(R C-1 延べ面積 約30㎡) 新設
- ・ボンベ庫(R C-1 延べ面積 約10㎡) 新設

【宮古地区(宮古市)】

- ・庁舎(R C-4 延べ面積 約3,800㎡)の一部(約70㎡)
内装改修

【弘前地区(弘前市)】

- ・庁舎(R C-3 延べ面積 約1,800㎡)の一部(約140㎡)
内装改修

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

2 申請の時期

令和8年5月15日から同年5月28日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

なお、令和8年5月15日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時点までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書交付期間

「競争参加資格審査申請書（岩手外(8)整備場新設等建築設計）」（以下「申請書」という。）は、令和8年5月14日から同年7月30日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで。

(2) 申請書交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交

付場所は以下のとおり。

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

(3) その他

共同体として資格を得ようとする者に交付する。

(4) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

提出場所は、(2)に示す申請書の交付場所に同じ。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る級別での格付けで「A」を受けた者とし、また、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る級別の格付けで「B」以上を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として東北防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 東北防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付防衛省整備計画局建設制度官公示）4(2)に該当しないものであること。

オ その他東北防衛局長が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (2) の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記 4 (1) イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が上記 4 (1) イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記 4 (1) イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記 6 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「岩手外(8)整備場新設等建築設計〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。